

# 福祉



## おとしよりの方へ

長寿祝品、米寿、白寿お祝い金  
健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

長寿祝品 100歳以上の方に対して敬老の意を表し、敬老の日にお祝品を贈呈します。  
米寿、白寿お祝い金 米寿(88歳)・白寿(99歳)を迎える方に対して敬老の意を表し、敬老の日にお祝い金を支給します。

## シルバーパス

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

東京都に住所を有する70歳以上の方に、都バス・都電・都営地下鉄と民営バスを1年間(10月1日~翌年9月30日まで有効)無料で利用できるシルバーパスを交付します。

取得費用 本人住民税課税の場合 20,510円  
本人住民税非課税の場合 1,000円

## ゴールドパス

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

高齢者等に対し、伊豆諸島開発(株)の父島母島間航路「ははじま丸」の往復無料パス(ゴールドパス)を交付します。

ゴールドパスには、「一般分」と「特別分」の2種類のパスがあります。

### 一般分パス

交付対象者 小笠原村に住民登録または外国人登録している70歳以上の方  
有効期間 パスの発行日から発行日の属する年度の末日まで  
発行枚数 1人あたり年2枚まで

### 特別分パス

#### 交付対象者

<入院・通院のための高齢者運賃割引制度の適用を受けて、小笠原海運㈱の運行する「おがさわら丸」を利用する場合>  
次の要件すべてに該当する方およびその介護者

高齢者本人が母島に住民登録または外国人登録していること

入院・通院のための高齢者運賃割引制度による運賃割引証明書の交付を受けている方

<父島における介護サービスを利用する場合>

次の要件すべてに該当する方およびその介護者

母島に住民登録または外国人登録している方

65歳以上の方

小笠原村高齢者在宅サービスセンターにおいて、通所または短期入所生活介護を受ける方

上記の方が介護を必要とする場合に同行する介護者1名

有効期間 パスの発行日から1か月間

発行枚数 枚数制限なし

### 乗船券の引換え

パスの交付を受けた方は、伊豆諸島開発(株)の窓口にてパスを提出して乗船券と引き換えてください。

## 高 齢 者 運 賃 割 引

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

小笠原海運（株）では、高齢者の方が内地の医療機関に入院あるいは通院される場合に、定期船「おがさわら丸」の運賃割引制度を実施しています。

割引制度の名称 「入院、通院のための高齢者運賃割引」

割引の対象者

次の要件をすべて満たす方

小笠原村に住民登録または外国人登録をしている方

乗船予定日に満70歳に到達している方

日常生活に大きな支障をきたす疾患の治療を目的として、内地の医療機関に入院または通院される方（一般的な健康診断や歯科治療は対象になりません。）

介護者1名（対象者に介護が必要な場合において、同行される方（介護能力のある方に限る。））

割引の内容

割引対象等級

1等、特2等および2等船室（ただし、介護者同行の場合、特等、特1等船室の利用も対象とします。）

割引率 通常運賃の50%

夏季運賃の適用はしません。なお、従来の島民割引との併用はできません。

介護者

介護者1名に限り対象者と同様の割引

対象者の内地滞在が入院等により長期にわたる場合、介護者が一旦帰島し再度迎えに行く場合に限り、介護者は対象者の上京時と帰島時の2回、この割引制度を利用できます。なお、この場合、介護者が別の方に変わってもかまいません。

割引は、往復での利用の場合に限ります。

申請手続

運賃割引を希望される方は、村民課住民係または母島支所庶務係にて申請してください。条件を満たしている方に村役場から「入院、通院のための高齢者運賃割引証明書」を交付します。

対象者は、この証明書を小笠原海運（株）父島営業所に提出して、割引乗船券を購入してください。

割引乗船券は、母島代理店では取り扱いませんので、母島在住の方は、乗り継ぎ等の際に父島営業所で割引乗船券を購入してください。

## 高 齢 者 向 住 宅 （ シ ル バ ー ピ ア ）

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送れるように設置された集合住宅です。

この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室など入居者の利便施設も併設されています。

また、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供のために「生活協力員」が同棟内に居住しています。

住宅の種類および戸数

名 称		戸 数	構 造 ・ 間 取 り
小笠原二見台 アパート3号棟	単 身 用	4 戸	中層耐火造（3階建のうち1階部分） 1DK（約36㎡） 和室6畳、台所兼食堂、浴室、便所
1階部分 （シルバーピア）	世 帯 用	2 戸	中層耐火造（3階建のうち1階部分） 2DK（約56㎡） 和室6畳、洋室6畳、台所兼食堂、浴室、便所

申し込み資格

単身用住戸

次の～すべてに該当する方

おおむね65歳以上の単身者であること

小笠原村に引き続き3年以上住民登録または外国人登録していること

自炊が可能な程度に自立して日常生活が営めること  
住宅に困ることが明らかなこと、または現に住宅に困っていること  
現在居住している住宅では日常生活に支障があること

世帯用住戸

次の ~ のすべてに該当する方

申込者本人が、おおむね65歳以上であること

小笠原村に引き続き3年以上住民登録または外国人登録していること

現在同居しているか、または同居しようとする方（おおむね60歳以上）がいて、次のア、イのいずれかに該当すること

ア 親族（内縁関係、養親子関係、婚約者を含む）

イ 税法上の扶養関係にあること

自炊が可能な程度に自立して日常生活が営めること（介助が必要な方がいる場合、他方が介助でき、世帯として自立していること）

住宅に困ることが明らかなこと、または現に住宅に困っていること

現在居住している住宅では日常生活に支障があること

## 緊急通報用電話貸し出し事業

小笠原村社会福祉協議会 TEL 2 - 2486  
小笠原村社会福祉協議会母島事務局 TEL 3 - 2188

緊急時にボタンを押すだけで通報される緊急電話を貸し出しします。

対象となる方

65歳以上で1人暮らしの方

村内に親族が居住していない方

## おとしよりの医療助成

### 老人保健（医療）制度

村民課住民係 TEL 2 - 3113 母島支所庶務係 TEL 3 - 2111

老人保健医療制度は、70歳以上（寝たきりなど一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とした医療制度です。この制度の対象となり、老人保健医療受給者証が交付されると、病院や診療所などで診療を受けるときに一部負担金を支払うだけで医療が受けられます。

対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している70歳以上の方で、健康保険（国民健康保険または各種社会保険）に加入している方

小笠原村に住民登録または外国人登録している65歳以上の方で、健康保険（国民健康保険または各種社会保険）に加入している方のうち、一定の障害（おおむね身体障害者手帳3級以上）の状態にあり、村の認定を受けた方

医療証の交付

70歳以上の方で、まだ医療受給者証をお持ちでない方は、健康保険証と印鑑を持参して手続きをしてください。

65歳以上の一定の障害のある方で、まだ医療受給者証をお持ちでない方は、身体障害者手帳または年金証書、健康保険証、印鑑を持参して申請をしてください。

医療費の助成の開始は、70歳の誕生日または障害の認定を受けた日の属する月の翌月1日からです。これらの日が月の初日であるときは、その月から対象となります。

## 一部負担金

### 外来のときに支払う費用

ひとつの医療機関ごとに支払います。(医科と歯科は別々に支払います。)

かかった費用の1割を支払います。ただし、1ヶ月に支払う上限(限度額)が決められています。

院外処方せんを交付されなかった方(薬は病院内で処方、または薬の処方がなかった方)

1  
カ  
月  
の  
負  
担  
の  
上  
限  
額

医療機関で 1ヶ月3,000円までを支払います。

大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したとき

医療機関で 1ヶ月5,000円までを支払います。

院外処方せんを交付された方(薬は病院外の薬局で支給された方)

医療機関で 1ヶ月1,500円までを支払います。

薬局で 1ヶ月1,500円までを支払います。

大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したとき

医療機関で 1ヶ月2,500円までを支払います。

薬局で 1ヶ月2,500円までを支払います。

月の途中で院外処方が行われ、その時点ですでに1,500円(2,500円)の負担を超えて支払っていたときは、医療機関の窓口で超過分が払い戻されます。

異なる医療機関から交付された処方せんで、ひとつの薬局で薬の支給を受けたとき、処方せんを交付した医療機関ごとに上限額まで支払います。

定額制の診療所では1日につき800円を支払います。(小笠原村診療所、母島診療所では定額制をとっています。)

診療所では 1ヶ月4回(3,200円)までを支払います。

1カ月に5日以上通院した場合は、5日目以降の通院には支払いはありません。

定額制の診療所の処方せんで、薬局で薬の支給を受けるときは、薬局での支払いはありません。

### 入院したときに支払う費用

かかった費用の1割を支払います。ただし、1ヶ月に支払う上限(限度額)が決められています。

入院したときの食事代は、1日分として定められた額を入院日数分支払います。

	自己負担限度額	入院時の食事代 (日数分支払います)
一般	1ヶ月に37,200円まで	1日に780円
住民税非課税世帯等	1ヶ月に24,600円まで	90日までの入院は1日に650円 過去12ヶ月の入院が90日を超えるときは1日に500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	1ヶ月に15,000円まで	1日に300円

に該当している方は「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額認定証」が必要となりますので、お問合せください。

### 同じ世帯内で、複数の人の入院により医療費が高額になったとき

入院により、同じ月内に同じ医療機関で30,000円(住民税非課税世帯は21,000円)以上を支払った老人医療受給対象者が同じ世帯に複数いるなどの場合、それらを合わせて37,200円(住民税非課税世帯は24,600円)を超えた分が高額療養費として支給されます。

### 高額の治療を長期間続けて受けるとき

長期にわたり高額な医療費がかかる疾病で、厚生労働大臣が指定するものについては、自己負担額は1ヶ月に10,000円までとなります。

該当する方は「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、お問合せください。

### 老人訪問看護を利用したとき

老人訪問看護を利用したとき、かかった費用の1割を支払います。1ヶ月に3,000円を限度とします。

施設によっては、1日600円(1ヶ月に5回を限度)の場合もあります。

福 老人医療費の助成制度

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

65～69歳の健康保険加入者（生活保護受給者と社会保険の被保険者本人を除く）で、一定の所得以下の方を対象とした東京都の医療助成制度です。対象となる方には、福 医療証が交付され、老人保健医療制度と同様、一部負担金を支払うだけで医療が受けられます。

こんなときには届出を

こ ん な と き	届出に必要なもの	届 出 期 間
65歳になったとき	保険証、印鑑	誕生日から14日以内に
転入したとき		14日以内に
転出するとき	健康手帳（医療受給者証）、印鑑	転出するときに
死亡したとき		14日以内に
小笠原村内で住所が変わったとき		
医療保険の変更および喪失	保険証、健康手帳（医療受給者証）、印鑑	
65歳以上で寝たきりなどになったとき	保険証、印鑑、身体障害者手帳、国民年金証書、診断書	認定後なるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	保険証、健康手帳（医療受給者証）、印鑑	すみやかに

介 護 保 険

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

介護保険に加入する方

満40歳以上の方は、「介護保険」に自動的に加入しますが、年齢により次の2つに区分されます。

- 第1号被保険者 65歳以上の方
- 第2号被保険者 40歳～64歳の方

被保険者の保険料

第1号被保険者、第2号被保険者では保険料を納める方法が違います。

第1号被保険者

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、下記の方法により納めます。

特別徴収（年金額が年額18万円（月額1万5千円）以上の方）

年金から天引きされます。年金支給月（偶数月）に2ヵ月分が天引きされます。

普通徴収（年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方）

村役場の発行する納付書で直接村役場に納めます。

納期	年4回	第1期	6月1日～30日	第2期	8月1日～31日
		第3期	10月1日～31日	第4期	1月1日～31日

保険料額 平成13年度は保険料の軽減措置があります。

所得段階	所得段階の定義	年間保険料【基準額】 (月 額)	平成13年度 特例年間保険料 (4～9月半額)	平成14年度以降 年間保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で生活保 護受給者または福祉年金受給者	15,060円 (1,255円)	11,295円	15,060円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	22,590円 (1,883円)	16,943円	22,590円
第3段階	本人が住民税非課税	30,120円 (2,510円)	22,590円	30,120円
第4段階	本人が住民税課税で 合計所得金額が250万円未満	37,650円 (3,138円)	28,238円	37,650円
第5段階	本人が住民税課税で 合計所得金額が250万円以上	45,180円 (3,765円)	33,885円	45,180円

#### 第2号被保険者

第2号被保険者(40～64歳の方)の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乘せされます。小笠原村国民健康保険に加入している第2号被保険者の介護保険料は、今までの国民健康保険税と同様の方法により算出された額が、介護納付金分保険税として国民健康保険税に加算されます。所得や資産の額によって賦課額が異なります。

納期	年4回	第1期	6月1日～30日	第2期	8月1日～31日
		第3期	10月1日～31日	第4期	1月1日～31日

## 介護サービスの内容（介護保険制度上の保険給付）

下記のサービス内容についての詳細は、健康福祉課健康福祉係（TEL 2 - 3939）までお問合せください。

区 分	対 象 者	内 容	利用者負担
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	要支援・要介護の認定を受けた方	家事援助中心・身体介護中心・併用型	介護報酬の10%
通所サービス （デイサービス）	要支援・要介護の認定を受けた方	在宅サービスセンターでの趣味・生きがい活動・食事・入浴の介護等	介護報酬の10%
短期入所生活介護 （ショートステイ）	要支援・要介護の認定を受けた方	在宅サービスセンターでの短期入所生活介護および機能訓練等	介護報酬の10%
福祉用具貸与	要支援・要介護の認定を受けた方	車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・手すり・歩行補助杖	介護報酬の10%
福祉用具購入費支給	要支援・要介護の認定を受けた方（自立を助けるために必要と認められる場合）	腰掛け便座・特殊尿器・入浴補助具・簡易浴槽・移動用リフトの釣具の部分	1年間につき 支給限度額 100,000円
住宅改善費支給	要支援・要介護の認定を受けた方	手すりの取付け 床段差の解消 滑りの防止等のための床材の変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え 上記の改修に付帯して必要となる住宅改修	1住宅につき 支給限度額 200,000円
居宅介護支援事業	要支援・要介護の認定を受けた方	利用するサービスの種類・内容等の計画（ケアプラン）作成費の支給	なし （全額保険給付）

（平成13年4月1日現在）

## 補完サービスの内容

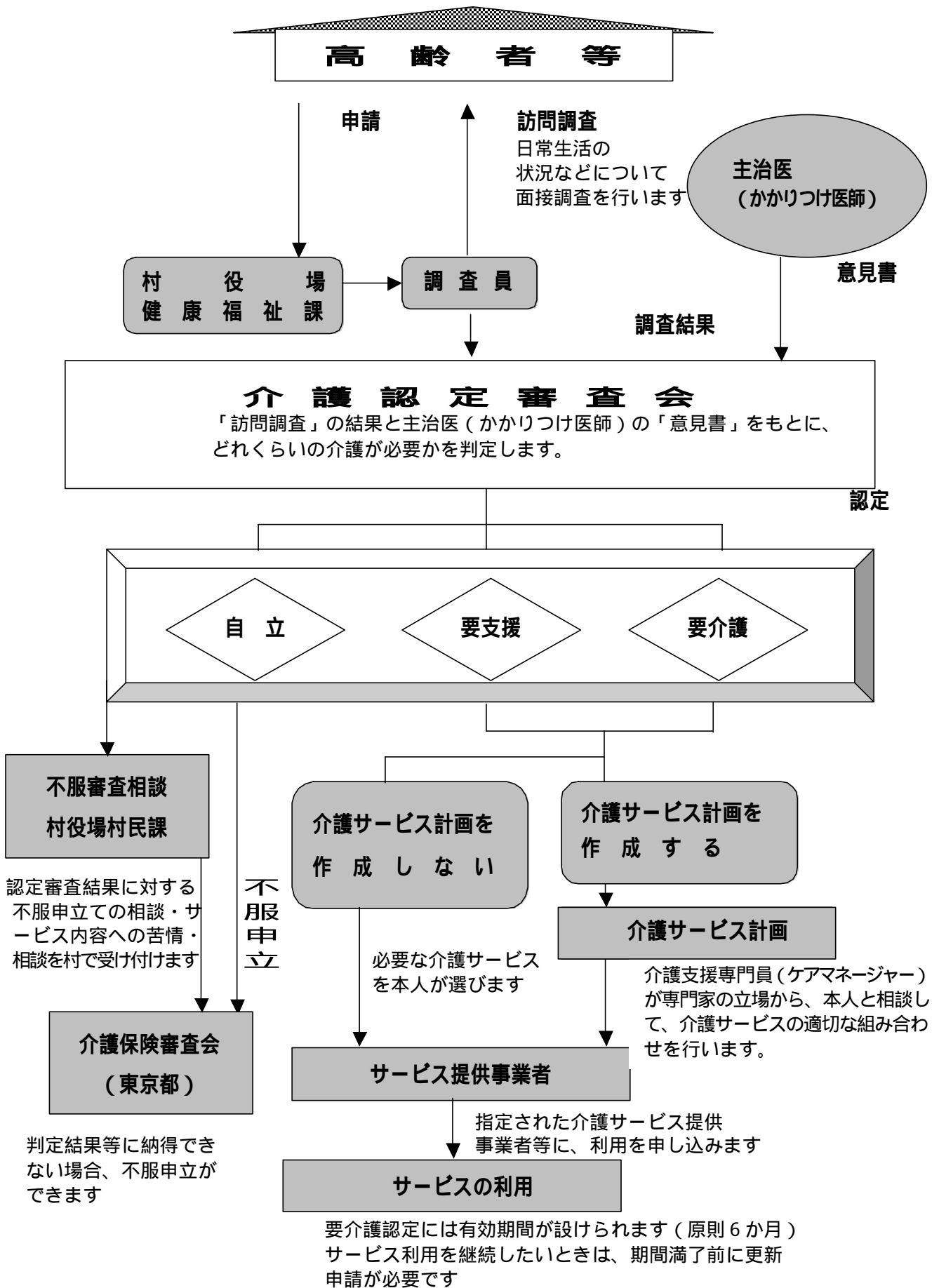
下記のサービス内容についての詳細は、健康福祉課健康福祉係（TEL2 - 3939）までお問合せください。

区 分	対 象 者	内 容	利用者負担
ほがらかサービス	65歳以上で要支援・要介護以外の方 おおむね65歳以上の高齢者	日常生活援助サービス 臨時生活支援サービス	1時間あたり 250円 800円
生きがいデイサービス	おおむね65歳以上で、要支援・要介護以外の方	在宅サービスセンターでの趣味・生きがい活動・食事、入浴の介護等	基本利用料 1回あたり 650円 入浴加算 1回あたり 50円
補完ショートステイ	介護保険上の支給限度額を超えて短期入所生活介護を利用せざるを得ない方	在宅サービスセンターでの短期入所生活介護および機能訓練等	1泊あたり 4,000円
ミニデイサービス（母島）	おおむね65歳以上で次に該当する方 家庭で介護を受けている方 障害があり1人で外出が困難な方 その他、外出が困難な方	毎週水曜日 午後2時～4時 体操・趣味生きがい活動・お茶等	無 料
食事サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 で自炊している方 2人暮らしの高齢者世帯	週1回食事を提供（土曜日夕食）	1食400円
診療所送迎	おおむね60歳以上で医師の指示を受けた方	父 島 隔 週 母 島 隔 週	1か月につき 100円
紙オムツ等の支給	紙オムツ等が必要な在宅高齢者	紙オムツ等の支給	限度内無料 （限度超過は実費） 所得制限有
理髪サービス	在宅にておおむね寝たきりの高齢者	2か月に1回、自宅に出張理髪	無 料 所得制限有
通所入浴サービス（母島）	自宅における入浴が困難な母島在宅高齢者	母島診療所での入浴	無 料
機能訓練（母島）	疾病・負傷等により身体の機能が低下している方	身体の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための訓練（週1回程度の実施）	無 料
福祉用具購入費助成	65歳以上の寝たきり高齢者等で用具等の購入が必要と認められ、かつその購入費に対する助成が必要と認められる方	用具等の購入費の一部を助成	年間 20,000円 を限度とする

（平成13年4月1日現在）

# 介護保険のしくみ

## 介護が必要となったら・・・



## 障害のある方へ

### 身体障害者手帳

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

手・足・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱等に障害のある方が、様々な援護や制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。

### 愛の手帳

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1

知的障害の方が、様々な援護を受けるために必要な手帳として東京都が交付しています。

手続きは、18歳未満の方は東京都児童相談センター（TEL 03 - 3 2 0 6 - 1 1 2 1）、18歳以上の方は東京都心身障害者センター（TEL 03 - 3 2 0 3 - 6 1 4 1）で行います。

### 精神障害者保健福祉手帳

東京都島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2 - 2 9 5 1

精神障害を持つ方が一定の障害があることを証明するものです。この手帳を持つことで様々な支援が受けられ、通院医療費公費負担申請時診断書も不要になります。障害の等級は1級～3級まであります。

申請に必要な書類は所定の申請書、診断書、または（精神障害を支給事由とする）障害年金の年金証書の写し等です。手帳の有効期間は2年間で、有効期間の3ヶ月前から更新手続きが出来ます。

### 身体障害者巡回相談

東京都心身障害者福祉センター TEL 03 - 3 2 0 3 - 6 1 4 1

東京都心身障害者福祉センターでは、障害を持つ方の様々な問題について総合的に相談に当たり必要な援護を行うための巡回相談を2年に1回行っています。

相談内容は次のとおりです。

障害の認定 補装具の修理、交付、相談 更生医療の相談 日常生活上の相談など

巡回相談は2年に1回ですが、東京都心身障害者福祉センターでは随時受け付けていますので、連絡のうえご相談ください。

## 障害のある方の手当・助成・相談

### 心身障害者の手当

健康福祉課健康福祉係

TEL 2 - 3 9 3 9

種 類	支給月額	対 象	問合せ先
心身障害者福祉手当	15,500円	20歳以上の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、戦病者手帳特別・第1～3項症およびスモンその他特殊疾病を有する方 老人福祉手当、児童育成手当（障害手当）受給者および施設入所者を除きます。（所得制限有り）	健康福祉課 健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9
重度心身障害者手当	60,000円	重度の心身障害者で常に複雑な介護を必要とする方（所得制限有り）	
特別障害手当	26,860円	在宅で重度の心身障害者で、常に特別の介護を必要とする20歳以上の方（所得制限有り）	小笠原支庁 総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1
障害児福祉手当	14,610円	重度の心身障害児で、常に介護を必要とする20歳未満の方（所得制限有り）	

（平成13年4月1日現在）

特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童育成手当は「子ども」（32ページ）をご覧ください。

### 身体障害者扶養年金

健康福祉課健康福祉係

TEL 2 - 3 9 3 9

保護者に万一のことがあった場合、残された障害者に年金を支給する制度です。掛け金は保護者加入時の年齢により、毎月4,800円から15,600円、支給される年金は月額30,000円です。（特約付加制度もあります。）

### 障 心身障害者医療費の助成

村民課住民係

TEL 2 - 3 1 1 3

健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する方を対象とした東京都の医療費助成制度です。  
身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで） 愛の手帳1・2度

### 精神障害者（児）医療費の助成

東京都島しょ保健所小笠原出張所

TEL 2 - 2 9 5 1

精神疾患で通院治療を受けている方は、医療費の助成が受けられます。また、18歳未満の方が精神病院に入院して、国民健康保険やその他の保険で治療を受けたときには、医療費を助成します。

### 育 成 医 療

東京都島しょ保健所小笠原出張所

TEL 2 - 2 9 5 1

18歳未満の方で、体・目・耳・口・心臓・腎臓その他の内臓に障害があり、手術等により機能回復が見込まれる方に必要な医療の給付を行います。世帯の収入状況により費用の一部負担があります。

### 更 生 医 療

健康福祉課健康福祉係

TEL 2 - 3 9 3 9

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方を対象として、障害の程度を軽減または除去するために医療が必要な場合、その医療費を給付します。（所得に応じて自己負担があります）

## 障害者日常生活用具給付事業

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

在宅で重度の身体障害者（児）に、日常生活の利便を図るため、特殊寝台、手すり、シャワーチェア、拡大読書器、ファックス等の52品目の用具を、障害に応じて給付または貸与します。（世帯の所得に応じた自己負担があります。）

## 補 装 具

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

職業その他日常生活を容易にするため、義眼・補聴器・義肢・車椅子等、障害状況に適した補装具を、東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、交付修理します。（世帯の所得に応じた自己負担があります。）

## 身体障害者相談員

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

身体に障害をお持ちの方の福祉増進に、理解と関心を持った民間の奉仕者です。身体障害者相談員は、障害をお持ちの方に関する様々な問題に対して、相談に応じ、必要な指導を行います。お気軽にご相談ください。

## 生活に困ったとき

## 生 活 保 護

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1

病気や失業等で生活や医療費等に困り、いろいろ努力してもほかに方法がないときは、「生活保護法」による保護が受けられます。生活保護には、生活、住宅、教育、医療、出産、介護、生業、葬祭の8種類の扶助があります。

## 民生委員・児童委員

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

社会福祉に対する理解と関心を持った民間の奉仕者です。民生委員・児童委員は、担当区域内で生活に困っている方や身体の不自由な方、お年寄りや子ども等に関する様々な問題に対して、必要な援助や相談・指導等を行っています。お気軽にご相談ください。

## ひとり親のために

## ひとり親家庭の手当

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

「子どもの手当」(32ページ)をご覧ください。

## ひとり親家庭の医療費の助成

村民課住民係 TEL 2 - 3 9 3 9

「ひとり親家庭医療費の助成」(34ページ)をご覧ください。

## ひとり親家庭休養ホーム事業

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

ひとり親家庭の皆さんが、親子で休養のため気軽に宿泊施設や遊園地等を利用できるよう、利用料の一部を助成しています。

## 母子福祉資金

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1

対象 都内に6ヶ月以上住んでいて、20歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女性  
 種類 事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、療養、結婚、生活、転宅、修学、修業、就学支度、住宅、児童扶養  
 利子 種類によって無利子、または年利率3%  
 連帯保証人 1名が必要です。貸付額等、詳しくはお問合せください。

## 女性福祉資金

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1

対象 都内に6ヶ月以上住んでいて、配偶者のいない女性で、親族を扶養している方、または25歳以上の単身者で、前年の所得が一定基準以下の方  
 種類 事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、療養、結婚、生活、転宅、修学、就学支度、住宅  
 利子 種類によって無利子、または年利率3%  
 連帯保証人 1名が必要です。貸付額等、詳しくはお問合せください

## 無料乗車券

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

心身障害者、ひとり親（母子）世帯、生活保護世帯等の方で都内に居住している方（シルバーパス所持者は除く）には、都営交通（都バス・都電・都営地下鉄）の全区間の無料パスが発行されます。

無料パスを受けられる方		交付時に提出するもの	写真 (縦4cm ×横3cm)
身体障害者（身体障害者手帳所持者）		身体障害者手帳	
知的障害者（愛の手帳所持者）		愛の手帳	
戦傷病者（特別項症～第6項症、第1款症～第5款症）		戦傷病者手帳	
原爆被爆者 (厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者)		被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当認定書	
生活保護世帯 児童扶養手当受給世帯	世帯員のうち1人（両方の福祉制度の適用を受けている場合は、生活保護世帯として発行します。）	保護開始決定通知書 児童扶養手当証書	
被救護者（児童養護施設・児童自立支援施設の入所者）		被救護者証明書	

# 社会福祉協議会

小笠原村社会福祉協議会  
小笠原村社会福祉協議会母島事務局

TEL 2 - 2 4 8 6  
TEL 3 - 2 1 8 8

小笠原村社会福祉協議会では次のような相談を受け付けています。

在宅福祉・相談

介護保険等（ホームヘルプサービス）の相談

福祉器具等の相談

ほがらかサービス（介護保険にて自立と判定された方等）の相談

福祉に関する相談

ボランティアに関する相談

生活福祉資金（金融機関や公的貸付制度等、他からは借入が困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯にお貸しする資金です。）

権利擁護相談

上記のほか、次のような事業も行っています。

児童保育ちびっこクラブ（3・4歳児のお子さんを地域福祉センターにて、午前中2時間お預かりする保育事業）

歳末御見舞金制度（村内に居住する福祉対象者に対して、歳末に支給するお見舞金）

葬儀に関すること（「葬祭」51ページをご覧ください。）